

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため 行っていたきたい取組（ガイドライン）

事業活動を行うにあたり、以下の取組及び各業界団体が策定するガイドラインの遵守をお願いします

【各業種共通ガイドライン】

1. 社会的距離の確保対策（2メートル以上（最低1メートル））

- 社会的距離を確保した客席の配置，利用設備・機材の設置
- 施設への入場前，施設利用中において，周囲の人との社会的距離を保つよう表示・周知
- 対面する場所にビニールカーテン等を設置
- 混雑時における入場制限（整理券配布等）

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- 従業員及び来客等のマスク着用，手洗いの徹底，消毒液の設置，ごみ廃棄時の衛生管理，衣類のこまめな洗濯
- 従業員の体調管理，（滞在時間が長い場合）来客等の入場時体調チェック

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- 客席，テーブル，利用設備・機材等についての消毒（ほか座席へ交換カバー設置等）
- 店舗入り口，各部屋のドア等2方向以上の窓又は扉を開け毎時2回以上換気

4. キャッシュレス・チケットレスの推進

5. 県外，特に，緊急事態宣言の対象都道府県からの来店の抑止

（店頭におけるチラシの掲示等による注意喚起）

6. 感染の発生に備えた情報収集

- 接触検知アプリやSNS等の技術を活用した，施設利用者に係る感染状況等の把握

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため 行っていただきたい取組

飲食店等の例

事業活動を行うにあたり、以下の取組及び各業界団体が策定するガイドラインの遵守をお願いします

1. 社会的距離の確保対策（2メートル以上（最低1メートル））

- ◆ 隣の人と一つ以上空け、互い違いに座る、対面せず、片側に座る等
- ◆ 定員の半分程度の人数で部屋を提供
- ◆ テイクアウト等に積極的に対応
- ◆ 社会的距離を確保した客席の配置、利用設備・機材の設置
- ◆ 施設への入場前、施設利用中において、周囲の人との社会的距離を保つよう表示・周知
- ◆ 対面する場所にビニールカーテン等を設置
- ◆ 混雑時における入場制限（整理券配布等）

2. 従業員及び来客等の保健衛生対策の徹底

- ◆ 従業員及び来客等のマスク着用、手洗いの徹底、消毒液の設置、ごみ廃棄時の衛生管理、衣類のこまめな洗濯
- ◆ 従業員の体調管理、（滞在時間が長い場合）来客等の入場時体調チェック

3. 共用物の衛生管理・換気の徹底

- ◆ トング等共用物の定期消毒（1回/30分）
- ◆ 大皿での提供は避ける
- ◆ テーブルにフオーク等を多く設置
- ◆ テーブルへの共用調味料・冷水ポット等の設置を避ける
- ◆ 飲料を提供する場合は、できるだけ使い捨て紙コップ等を利用
- ◆ 客席、テーブル、利用設備・機材等についての消毒（ほか座席へ交換カバー設置等）
- ◆ 店舗入り口、各部屋のドア等2方向以上の窓又は扉を開け毎時2回以上換気

4. キャッシュレス・チャットレスの推進

5. 県外、特に、緊急事態宣言の対象都道府県からの来店の抑止

（店頭におけるチラシの掲示等による注意喚起）

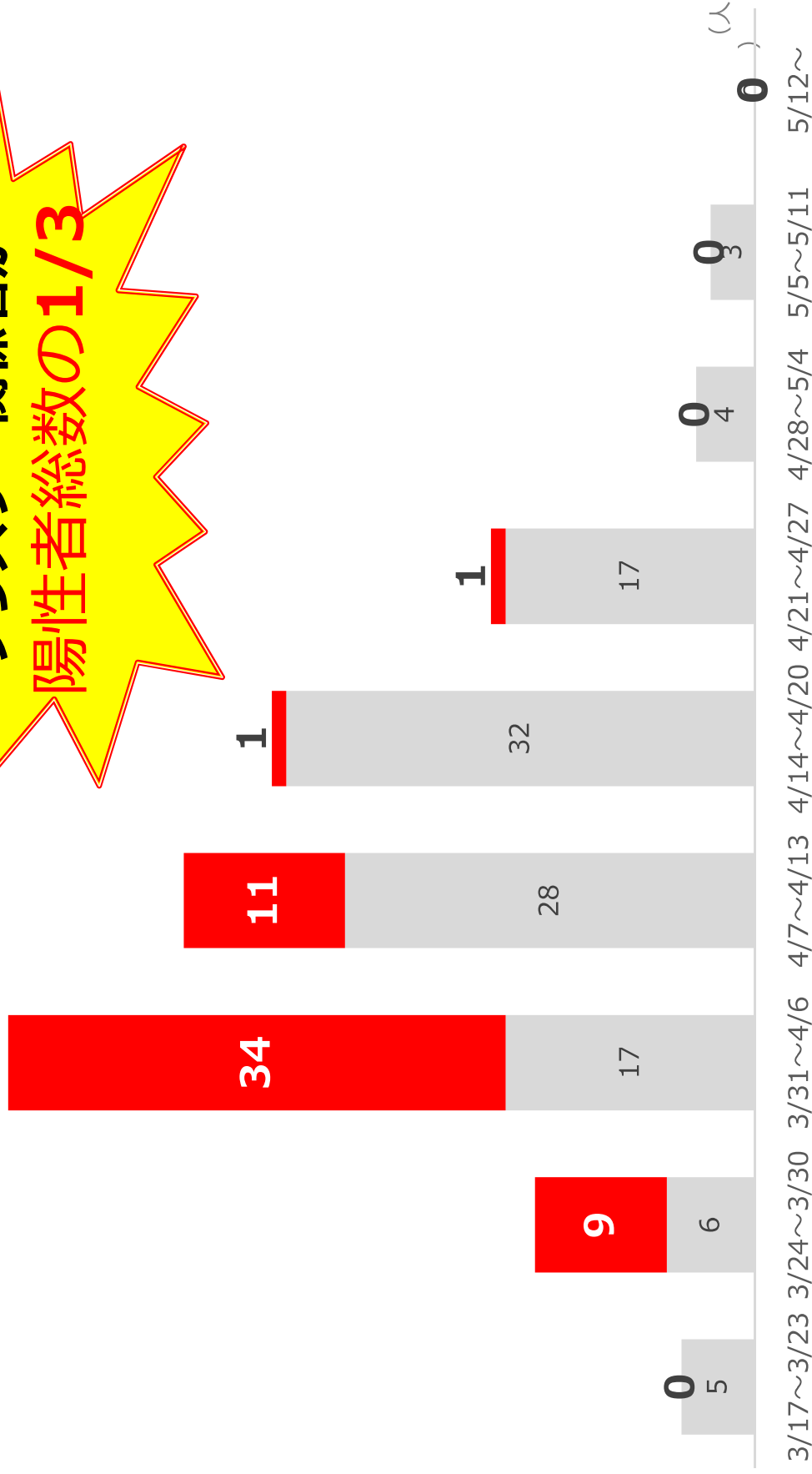
6. 感染の発生に備えた情報収集

- ◆ 接触検知アプリやSNS等の技術を活用した、施設利用者に係る感染状況等の把握

部分は、飲食店に行つて
いただきたい取組
それ以外は各業種共通の取組

茨城県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況

陽性者のうち
クラスター関係者が
陽性者総数の1/3



■ その他 ■ クラスター関係者 (家族感染を含む)

茨城県の新たなPCR検査体制

医療体制の確保やクラスター防止等を念頭に、更に検査体制を強化し
医療機関、高齢者、障害者福祉施設内の感染リスクを可能な限り低減

相談・受診の目安

厚生労働省（R2.5.8通知）

茨城県

一般の方

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状
- ・発熱、咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※症状が4日以上続く場合は必ず相談

一般の方

同左

- ◆医療機関、高齢者・障害者福祉施設の従事者
- ◆感染症指定医療機関・協力医療機関における新規入院患者

高齢者など重症化しやすい方

- ・発熱、咳など比較的軽い風邪の症状

高年齢者など重症化しやすい方

同左

◆民間検査機関の更なる活用を進めるとともに、抗原検査等の新たな検査法の大規模活用を
にらんで、更なる検査体制の強化を検討

新型コロナウイルス感染対策マニュアル（高齢者・障害者福祉施設）の策定

1. 目的

- ◆入所施設では、感染が発生すると急速に拡大する恐れがあるため、外部からのウイルス侵入を防ぎ感染経路を遮断することが重要
- ◆このため、事前の対策と感染発生時の具体的対応を明確にし、感染発生時に迅速かつ適切に対応できる方策を明示

2. 基本方針

- ◆「持ち込まない」対策の徹底（職員等の健康管理・観察により感染経路を遮断）
- ◆「拡げない」対策の徹底（感染者の健康管理と感染拡大防止を徹底し、サービスを継続）

3. 事前準備

- ◆防護具等の確保及び感染防止トレーニングの実施
- ◆協力医療機関（嘱託医）・応援職員の連携体制の確保 ◆ゾーニングシミュレーションの実施

4. 持ち込まない対策

- ◆職員
 - ・健康観察（発熱・咳等の状況確認）
 - ・行動履歴の確認
- ◆清掃業者等
- ・職員と同様の健康観察
- ◆面会の制限



5. 拡げない対策

- [感染疑い者発生時の対応]**
- ◆感染疑い者の処遇
 - ・職員は自宅待機
 - ・利用者は原則個室隔離
- すぐに相談・受診**
- ◆接触者リストの作成
 - ◆消毒等の実施



6. 拡げない対策

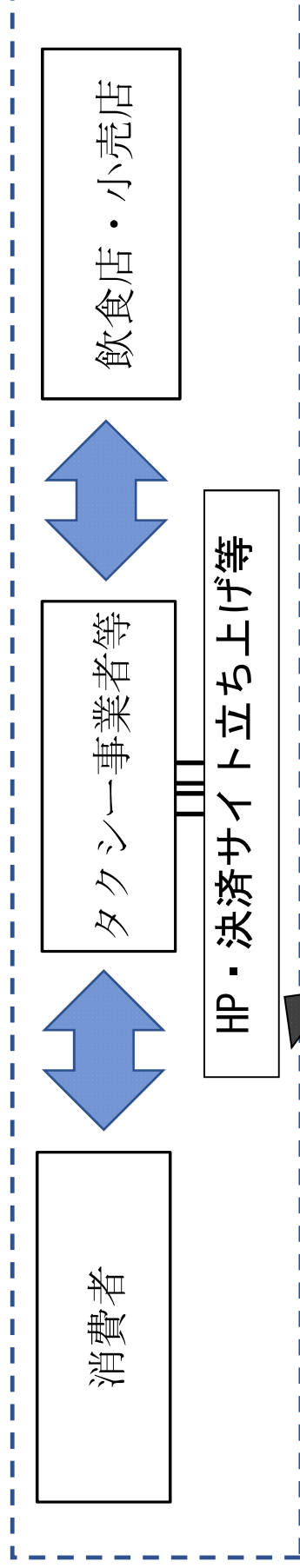
- [感染者発生時の対応]**
- ◆感染管理
 - 施設内ゾーニングの実施
 - ・レッドゾーン（感染者）
 - ・グリーンゾーン（非感染者）
※濃厚接触者は個室管理
 - ・イエローゾーン（防護具等の着脱）
 - ◆健康管理
 - 協力医療機関（嘱託医）による指導
 - ・感染者 症状観察（1日4回）
 - ・非感染者 通常介護（健康状態に留意）
 - ◆人員体制の確保
 - 職員が不足する場合は県社会福祉協議会に派遣調整依頼

新しい生活様式に対応した 「茨城県デリバリー推進支援事業」の実施

<事業概要>

- ・タクシー事業者等×飲食店等×ITでデリバリー事業を支援。
- ・2つの参入モデル（配食中心，買物代行中心）を提示し，取組を促進。

<スキーム>



<県の支援策>

- ・アドバイザー派遣によるビジネスモデルの構築，IT導入支援。
- ・市町村や商工会・商工会議所等と連携した飲食・小売店の掘り起し。
- ・構築した参入モデルは，市町村等へ情報提供することで横展開。
- ・来週中に，事業提案の公募を開始し，早期の事業化を目指す。

※詳細はHPで公表

県有施設の利用制限の緩和について

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が解除されたことを踏まえ、既に利用制限を緩和している博物館・美術館・公園（屋外）以外の県有施設について、5/18以降、順次利用制限を緩和します。

時期	施設名
5/11(月)	笠松運動公園, 堀原運動公園 【2施設】
5/12(火)	借楽園, 弘道館公園, 港公園, 霞ヶ浦総合公園, 県近代美術館(本館・天心記念五浦美術館), 県陶芸美術館, ミュージアムパーク県自然博物館, 県立歴史館, 植物園, 水郷県民の森 【11施設】
5/13(水)	洞峰公園 【1施設】
5/18(月)	アクアワールド大洗水族館, りんりんスクエア土浦, 健康プラザ, 総合福祉会館, 国民宿舎「鶴の岬」, 竜神大吊橋, レイクビュー水戸, ライフル射撃場 【8施設】
5/19～順次	その他の県有施設 【38施設】

- ※ 適切な感染防止対策等の準備が整い次第、順次利用制限を緩和
- ※ 各施設の利用制限緩和開始時期や利用可能なエリアについては、それぞれのHP等で周知予定
- ※ 水族館については当面、土日を休館とするともに、営業日の閉館時間1時間前倒し
- ※ 各施設について、当面、県外、特に、緊急事態宣言の都道府県からの利用はご遠慮いただく

(県庁舎展望ロビー等) 5/18 (月) から11階アトリウム, 25階展望ロビーの利用制限を緩和
※ 県庁舎内飲食店舗 アトリウムカフェ・サザ (11階) 10:00～16:00 (閉庁日を除く)
花水木テイクアウトラウンジ (25階) 10:00～17:00 (閉庁日を含む)
当面の間、物販・テイクアウトのみ
レストランマルシェ (議会棟2階) 11:00～14:00 (閉庁日を除く)